

第7課 権力分立—三権相互の関係

三権分立といっても、立法・行政・司法と担当する機関がそれぞれ互いに無関係に存在したり活動したりしているわけではない。権力分立は、それぞれの機関が相互に牽制しあって恣意的な権力の行使を防止し、それによって憲法が保障する国民の権利を不当な国家権力の行使から守るところにその意義があるのである。そのため、日本国憲法の下でも、国会、内閣、裁判所の相互の関係については、互いに相手を牽制し、抑制するための様々な制度がもうけられている。代表的なものを見てみよう。

まず、国会は、唯一の立法機関として、法律を制定する権限を持ち、法律によって、内閣及び裁判所をコントロールしている。

さらに、国会は、裁判所に対しては、裁判官の弾劾裁判を行う権限を持ち、内閣に対しては、国会議員の中から内閣総理大臣を指名する権限を有する。また、衆議院には**内閣不信任決議**を行う権限がある。

これに対し、内閣総理大臣は、衆議院を**解散**する権限を持っている。これは、行政府の判断が立法府の判断と食い違ったとき、衆議院を解散して再度選挙を行い、国民に行政府の判断を支持するか否かを問うことができる制度であって、行政府が立法府に対して持つ極めて強力な牽制手段である。しかし、解散後、再度選挙が行われた後は、次に召集される国会で内閣は**総辞職**しなければならない。改めて新しいメンバーで構成された国会で内閣総理大臣の指名が行われることになる。また、内閣は、裁判所に対しては最高裁判所長官以下の裁判官の指名権・任命権を持っている。

司法府・すなわち裁判所は、国会及び内閣に対して、**違憲立法審査権**という強力な権限を持っている。これは、裁判所が国会の立法や行政府の行為等が憲法に適合するか否かの判断をする権限であって、国会といえども、憲法に反するような立法をすれば、裁判所によってストップがかかるのである。この権限はどの裁判所にも認められているが、特に、立法や行政の憲法適合性の問題について最終判断を下す最高裁判所は、この権限をもつため、「憲法の番人」などと言われることがある。

1 重要語句

a 内閣不信任決議

簡単にいうと「もはやこの内閣は信用できない」という内容の決議で、衆議院にのみ認められている。この決議が行われると、内閣は総辞職するか、あるいは内閣総理大臣が衆議院を解散しなければならない。

b 衆議院の解散

全衆議院議員の議員としての身分を任期中に一遍に失わせる行為。参議院には解散はない。解散権は、内閣総理大臣の専権であり、必ずしも内閣不信任決議が行われた時に限って行われるのではなく、特に国民の総意を選挙という形で確かめなければならぬときに行使される。

c 内閣の総辞職

内閣の全ての大臣が辞任すること。内閣不信任決議があったとき、あるいは衆議院の任期満了又は解散による総選挙後の最初の国会の招集の際に行われるほか、内閣総理大臣の判断で行われることもある。また、内閣総理大臣が死亡等によって欠けたときには当然に総辞職しなければならない。

d 違憲立法審査権

違憲「立法」審査権というが、必ずしも立法だけを審査するのではなく、行政権の行使、具体的には国や地方公共団体が行うあらゆる処分についても、それが憲法に適合するか審査する権限を意味する。ただし、これは司法権の行使として裁判所に認められた権限であり、司法判断の過程で行使されるものであることに注意を要する。つまり裁判所の合憲・違憲の判断は必ず具体的な争訟に対する裁判の過程で示されるものであり、争いが裁判所に持ち込まれていないのに、裁判所が法律や処分の憲法適合性につき意見を述べることはできない。世界の国々の中には、特に憲法裁判所という裁判所を設け、争訟が起きていなくても憲法裁判所が立などの合憲性について判断ができる制度を設けている国もある。